

相談支援事業について

「赤穂精華園相談支援事業所」は赤穂市から委託を受けている障害者・障害児相談支援事業所です。障害のある方が、身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とします。

相談支援専門員が生活全般についての相談に応じ、福祉サービス、制度利用に関する利用支援などのお手伝いを行います。また、ご本人やご家族からの依頼を受け、サービス利用計画書を作成します。そして、サービスが円滑に展開されるよう事業所との連絡調整を行います。

サービスを利用出来る方

身体・知的・精神の障害をはじめ、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害や、その関係者など。

支援の内容

- 日常生活のこと、福祉サービスの利用等に関する相談支援
- 保育や教育等に関する相談支援
- 家族関係、人間関係等に関する相談支援
- 社会参加や余暇活動等に関する相談支援
- その他、地域生活を送る上で必要な相談支援など
- 強度行動障害、医療的ケア、精神障害、高次脳機能障害のある方の、障害特性や支援技術を学ぶ研修を終了した相談支援専門員を配置しています

相談日

月曜日～金曜日 9:00～17:00 (TEL 0791-43-2091)

※料金は無料ですので、お気軽にご相談下さい。

※相談には守秘義務があります。

場所

赤穂精華園 地域支援

〒678-0252 赤穂市大津 1327